

# 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書

## 1. 事業者（法人）概要

事業者名称	医療法人社団あおい会 百合が丘すみれクリニック		
法人種別	医療法人社団	電話番号	044-966-2538
主たる事務所の所在地	神奈川県川崎市麻生区細山 2-8-2		
代表者名	松浦 健太郎		

## 2. 事業所概要

事業所の名称	医療法人社団あおい会 百合が丘すみれクリニック		
指定事業所番号	1415610688	指定事業の種別	診療所
所在地	神奈川県川崎市麻生区細山 2-8-2		
責任者	松浦 健太郎		
電話番号	044-966-2538		
サービス提供地域	麻生区、多摩区、稲城市の一部 地域により応相談		

## 3. 診療日及び診療時間

①土曜日 14時～、②第1金曜日 14時30分～、③第4木曜日 17時～

## 4. サービス内容

### 【医師による居宅療養管理指導とは】

担当の医師が、通院が困難な利用者に対し、その居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者及び居宅サービスを提供するその他の事業者に対して、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行います。

## 5. 費用（居宅療養管理指導費）について

介護保険の自己負担割合によって費用が異なります。なお、居宅療養管理指導費は介護保険サービスの利用限度額（区分支給限度基準額）には含まれません。

【居宅療養管理指導費】 ※1単位＝10円

居宅療養管理指導費(Ⅰ) ※(Ⅱ)以外の場合に算定	単一建物居住者 1人	515単位/回(月2回を限度)
	単一建物居住者 2～9人	487単位/回(月2回を限度)
	単一建物居住者 10人以上	446単位/回(月2回を限度)
居宅療養管理指導費(Ⅱ) ※在宅時医学総合管理料等を請求する場合	単一建物居住者 1人	299単位/回(月2回を限度)
	単一建物居住者 2～9人	287単位/回(月2回を限度)
	単一建物居住者 10人以上	260単位/回(月2回を限度)

## 6. 支払方法

居宅療養管理指導費（介護保険）の個人負担額のお支払いについては、月単位でのご請求となります。毎月 15 日前後に前月分の請求書を郵送させていただきますので、期日までに指定の口座にお振り込みをお願いいたします。

## 7. 相談窓口

窓口	医療法人社団あおい会 百合が丘すみれクリニック
利用時間	平日 9:00-13:00、15:00-19:00
電話番号	044-966-2538

窓口	麻生区役所 地域見守りセンター 介護保険担当窓口
利用時間	平日 8時30分～17時00分
電話番号	044-965-5100

契約締結日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

私は、居宅療養管理指導契約書および重要事項説明書により、事業者から居宅療養管理指導についての重要事項の説明を受け、その内容に同意します。

### 【ご利用者署名欄】

住所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

### （代筆の場合）

住所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

代筆者氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 【事業者】

住所 神奈川県川崎市麻生区細山 2-8-2

医療法人社団あおい会 百合が丘すみれクリニック

院長 松浦 健太郎